



これまで取り上げたほか、少数であったり、社会的に弱い立場におかれている人々に対する偏見や誤解に基づくさまざまな人権課題があります。こうした人権課題についても、正しい認識と理解を深め、差別や偏見をなくしていくことが大切です。

ホームレスの人権

2002年(平成14年)8月に、ホームレスの自立支援のための初めての法律である「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行されました。この法律は、自立の意志がありながらホームレスとなることを余儀なくされた人が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会とのあつれきが生じていることから、ホームレスの自立の支援、ホームレスになることを防止するための生活上の支援等に関して、国等の果たすべき責務を明らかにしています。また必要な施策を講じることとおして、ホームレスの人権に配慮するとともに地域社会の理解と協力を得つつ、ホームレスの問題を解決することを目的としています。この法律にもとづいて「ホームレスの実態に関する全国調査」が2003年(平成15年)に実施され、2007年(平成19年)以降は、概数調査が毎年実施されています。

刑を終えた人・保護観察中の人等の人権

刑務所を出所した人や少年院を出院した少年が、円滑に社会復帰し、再犯を起こさないように生活していくことは、社会の安全を保つうえで大変重要なことです。しかし、矯正施設からいきなり一般社会に帰り、自分一人の力で生活しながら更生することは、決して容易ではありません。

そこで、刑期を終了して刑務所を出所した人のうち、社会の中に頼れる人がいないなど、支援の必要な人には、本人の申し出により保護観察所において更生保護施設への入居、食事費の給与といった緊急の保護を行い、更生を援助しています。

一方、帰住先があり矯正施設内での成績が良好で更生意欲が認められる人については、仮釈放が許され一般社会で保護観察を受けながら更生に向けた指導や社会復帰への支援が行われています。わが国では、保護司をはじめとする更生保護ボランティアのほか、理解と協力のもとに関係機関・団体との幅広い連携によって更生保護は推進されています。

また、刑務所等の矯正施設の入所者等のうち、高齢または障害があるため、矯正施設から退所した後、自立した生活を営むことが困難な人に対しては、県が設置している地域生活定着支援センターにおいて、保護観察所と連携して、刑務所等の退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行い、その人が持つ能力等に応じて、地域の中で自立した日常生活または社会生活を営むことを支援しています。

法務省が提唱する「社会を明るくする運動」では、毎年7月を更生保護の強調月間とし、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪のない明るい社会を築くために、地域住民に理解と参加を呼びかけています。

さらに、2016年(平成28年)12月には犯罪をした者等の立ち直りを支え、誰もが安心して暮らせる社会を実現するため、「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されました。

滋賀県ではこの法施行を踏まえ、2019年(平成31年)3月に「滋賀県再犯防止推進計画」を策定し、国・県・市町・民間の連携協力により、再犯防止を総合的に推進しています。

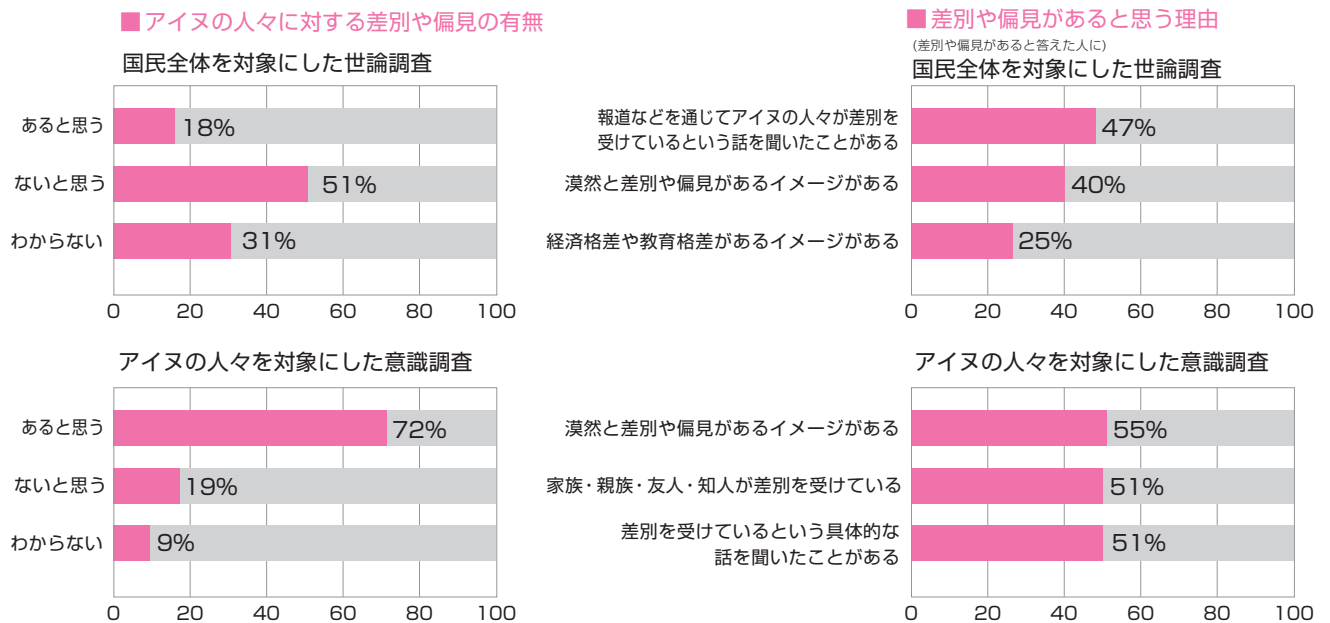
アイヌの人々の人権

1997年（平成9年）7月、「北海道旧土人保護法」（明治32年）および「旭川市旧土人保護地処分法」（昭和9年）を廃止して、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（アイヌ文化振興法）」が施行されました。

世界的には、1994年（平成6年）から2004年（平成16年）までの間を「世界の先住民の国際の10年」とし、2007年（平成19年）9月には、国際連合総会で「先住民の権利に関する国連宣言」が採択されました。

日本では、アイヌの人々の尊厳や権利回復を求める運動が高まるなか、2008年（平成20年）6月には、衆参両院で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で採択されました。政府は「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を開催し、2009年（平成21年）7月に報告書が取りまとめられ、同報告書を受けて、2010年（平成22年）1月以降、内閣官房長官を座長とする「アイヌ政策推進会議」が開催されています。同会議の了承を得て2014年（平成26年）6月には、「アイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営に関する基本方針について」が閣議決定されました。また、2019年（令和元年）5月には「アイヌ人の人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ施策推進法）が施行されました。

内閣官房・内閣府「国民のアイヌに対する理解度に関する調査」（平成28年2月調査）



「アイヌ」とは？

「アイヌ」とはアイヌ語で「カムイ」（神々、自然）に対する「人間」という意味です。しかし差別意識を持ち、侮辱をこめた意図で「アイヌ」という言葉が使われました。そこで「ウタリ」（同胞）という言葉が使われるようになりましたが、再び、「アイヌ」という言葉に誇りを持ち、自らの民族を名乗る動きが進められています。

「先住民族の権利に関する国連宣言」

2007年（平成19年）9月には、国際連合総会で採択された46条からなる宣言で、先住民族の政治、経済、社会的な自決権や、同意なく没収された土地・資源の権利、文化・教育・経済的権利を定めたものです。

ウポポイ（民族共生象徴空間）

「ウポポイ（民族共生象徴空間）」はアイヌ文化を振興するための空間や施設であるだけでなく、存立の危機にあるアイヌ文化を復興・発展させる拠点として、また、将来に向けて先住民族の尊厳を尊重し、差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴として、北海道白老町に設置されたナショナルセンターです。主な施設としては、国立アイヌ民族博物館、国立民族共生公園、慰霊施設などがあります。

※ウポポイ＝アイヌ語で「（大勢で）歌うこと」

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）

2019年（令和元年）5月に施行されたこの法律は、アイヌの人々が民族として誇りを持って生活することができ、またその誇りが尊重される社会の実現を目的としており、アイヌの人々が先住民族であることが明記されました。この法律に基づき、同年9月にはアイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」が閣議決定されています。

拉致被害者等の人権

2003年（平成15年）1月に、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」が施行されました。

この法律では、北朝鮮当局によって拉致された被害者が、日本における生活基盤を失ったという特殊な事情から、被害者および被害者家族への支援に関する国および地方公共団体の責務を明らかにするとともに、帰国した被害者等の自立を促進し、拉致によって失われた生活基盤の再建等に資するため、拉致被害者等給付金の支給やその他必要な施策を講じることを定めています。

2006年（平成18年）6月には、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。この法律は国際社会と連携しつつ拉致問題等の実態を解明し、その抑止を図ることを目的としています。拉致問題の解決に向けた国の責務のほか、拉致問題等の啓発を図る国および地方公共団体の責務、北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）の創設や同週間での国・地方公共団体の啓発事業の実施等が定められています。

そして、2011年（平成23年）4月の閣議決定により、「北朝鮮当局による拉致問題等」が「人権教育・啓発に関する基本計画」の人権課題の一つとして追加されました。

また、国連人権理事会において北朝鮮の人権状況に関する決議が採択されており、同決議に基づき任命される国連北朝鮮人権状況特別報告者は、国連人権委員会（2006年（平成18年）からは国連人権理事会）および国連総会第3委員会への2010年（平成22年）の報告において、北朝鮮が拉致問題の解決に向けた効果的な協力を早急に行うべきであると勧告しています。

さらに、上記人権理事会決議に加え、2005年（平成17年）12月に初めて国連総会本会議で北朝鮮人権状況決議が採択されて以後、18年連続で賛成多数により採択されています（2022年（令和4年）11月現在）。国連総会決議は日本とEUが共同で提出しているもので、外国人の拉致問題を含め北朝鮮の人権状況に深刻な懸念を表明し、北朝鮮当局に対し、拉致被害者の即時帰国を含め、問題を早急に解決することを強く要求しています。

個人情報の保護

現在の私たちの社会では、さまざまな分野において個人情報が保有され、利用されています。これらの情報はプライバシー保護の観点から適切に利用し、安心・安全や信頼の確保を確保することが求められています。

滋賀県においては、1995年（平成7年）に個人情報の取扱いに関して個人の権利利益を保護することを目的に「滋賀県個人情報保護条例」を施行し、その後成立した「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）や「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等の内容を踏まえた一部改正を行い、現在に至るまで個人情報の保護を図ってきたところです。

そして、官民を通じた個人情報保護制度の一元化を図ることなどのため、「デジタル社会の形成を図るため関係法律の整備に関する法律」による個人情報保護法の一部改正が行われました。この改正により、2023年（令和5年）4月1日からは民間の事業者だけでなく、地方公共団体等についても同法の適用を受けることとなります。

今後は、改正後の個人情報保護法が適用されることで、滋賀県においても同法に基づいて個人情報を保護していくこととなります。



ヘイトスピーチ

国内においてヘイトスピーチが社会的関心を集めるようになった契機の一つとしては、2009年（平成21年）12月から2010年（平成22年）3月にかけて右派系市民グループが行った示威行動について損害賠償責任が認められた、いわゆる京都朝鮮第一初級学校事件の民事事件判決などが挙げられます。また、2014年（平成26年）8月には、国連の人種差別撤廃委員会が我が国におけるヘイトスピーチの広がり懸念を示し、ヘイトスピーチに対処するよう勧告するなど、国際的にも、日本におけるヘイトスピーチが関心を集めるようになりました。

このような中、法務省の人権擁護機関では、「外国人の人権を尊重しよう」を人権擁護活動の強調事項の一つとして各種啓発活動を行い、2014年（平成26年）度から、ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動として、「ヘイトスピーチ、許さない。」をメインコピーとした新聞・インターネット広告やポスター・リーフレットの作成・配布等の取組が実施されてきました。

そして、2016年（平成28年）6月には、ヘイトスピーチのない社会の実現をめざす「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されました。この法律は「不当な差別的言動は許されない」ことを国内外に宣言し、国民にはヘイトスピーチをなくすことの重要性についての理解を深め、ヘイトスピーチのない社会の実現に向けて協力するよう求めています。

また、国には、ヘイトスピーチ解消のための施策を講じるとともに、地方公共団体に対して必要な助言や措置をとることを義務付け、地方公共団体には、地域の実情に応じた施策の実施に努めることを求めています。

災害発生時の人権問題

災害時における高齢者・障害者・医療等を必要とする在宅療養者、外国人、乳幼児、妊産婦、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人等の要配慮者には、情報伝達、避難誘導、介護支援等のきめ細かな配慮が必要です。

このため県と市町は連携して、避難体制の整備や社会福祉施設等の防災体制の構築、また、避難所の設置や応急仮設住宅の建設等、要配慮者に迅速・的確に対応するための体制や施設の整備を図ることとしています。

災害発生時には強い不安やストレスが重なり、その結果、避難するときや避難所での生活において、要配慮者への配慮が不足し、時には心ない言動につながることも考えられます。日頃から見守りや声掛けを行い、地域でのつながりを強めるとともに、災害発生時においても互いの人権を尊重することが大切です。

このような中、平成23年（2011年）3月の東日本大震災で発生した福島第一原子力発電所の事故影響により被災した人が差別されるなど、事故に基づく偏見や差別が懸念されています。一人ひとりが震災の記憶を風化させることなく、正しい知識と思いやりの心を持ち、問題を解決していくとともに、新たな人権問題の発生を防止していくことが必要です。

環 境 権

「環境権」とは、良好な環境の下で生活する権利のことをいいます。環境破壊を未然に防ごうとする環境権の主張は、生命と健康を守る当然の要求といえます。

1993年（平成5年）には、「環境基本法」が定められました。この法律には、「環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことができないものであること…（中略）…にかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。」とうたわれています。

環境を守ることは、子孫に人間らしい暮らしを引き継ぐことであり、子孫の生きる権利、つまり人権を尊重することにつながります。このことから、滋賀県に住む私たちは琵琶湖をはじめとする自然との共生の大切さを改めて考えたいものです。